

円満想続の3K「感謝・絆・供養」

月刊ニュースレター

# 想 続

Vol. 21 (2012年6月号)

発行：一般社団法人 日本想続協会

〒107-0052 東京都港区赤坂 4-1-1 SHIMA 赤坂ビル 5F

TEL 03-6454-1567 FAX 020-4664-9664

E-mail [info@n-sk.org](mailto:info@n-sk.org) (担当：内田)

☆移転のため住所・電話番号が変わりました！

## 父母のご恩

こんにちは。日本想続協会代表の内田麻由子です。5月の母の日に比べると、6月の父の日はどういうわけか静かですね。

『父母恩重経』というお経は、「父に慈恩あり、母に悲恩あり」と、父母に十種のご恩があることを説いています。その十種のご恩とは、①懐胎守護（かいたいしゅご）の恩 ②臨生受苦（りんしょうじゅく）の恩 ③生子忘憂（しょうしぼうゆう）の恩 ④乳哺養育（にゅうほよういく）の恩 ⑤廻乾就湿（かいかんじゅうしつ）の恩 ⑥洗濯不浄（せんかんふじょう）の恩 ⑦嚙苦吐甘（えんくとかん）の恩 ⑧為造悪業（いぞうあくごう）の恩 ⑨遠行憶念（おんぎょうおくねん）の恩 ⑩究竟憐愍（くきょうれんみん）の恩です。

「父母の恩」と言いながらも、①から⑦くらいまでは「母の恩」なのですね。父の日に比べて母の日のほうが大々的なのも、うなずけるような気がします。一方、父の恩、父の訓えが本当に身に沁みて有難くわかるのは、父親が亡くなった後なのかもしれません。

第十の「究竟憐愍の恩」は、「己れ生ある間は、子の身に代らんことを念（おも）い、己れ死に去りて後には、子の身を護らんことを願う」と説きます。親は、自分が生きている間はもちろんのこと、死んだ後もなおわが子を護り続けようと願ってくださっているのです。

松原泰道老師は、「究竟憐愍の恩」を、「亡き親が いまも わたしを思いあわれむ 深い慈悲なる教え 目に見えぬ父母の願いに わたしの毎日が 支えられています」と短詩に詠います。（松原泰道『父母恩重経を読む』）

☆ ☆ ☆

物事には二通りのアプローチがあります。「北風と太陽」という童話に例えれば、法律や行政は「北風」であり、宗教や道徳は「太陽」です。

相続について考えてみましょう。「争続にならないように遺言を書きましょう」というのは北風のアプローチです。これだけでは多くの方は共感しにくいのです。なぜならば、大多数の方はそもそも「うちの子どもたちに限って相続で争うはずなどない」と思っていますし、そう信じたいからです。相続の現場では、遺言があっても揉めるケースもあれば、遺言がなくても円満に遺産分割できるケースもあります。遺言があったおかげで裁判にこそならなかったが、相続人全員が心から納得したわけではなく、法律的に有効な遺言があったから仕方なく従ったというケースも多いのです。つまり「遺言さえ書いておけば争続を回避できる」という考え方では不十分なのです。

では、太陽のアプローチとはどのようなものでしょうか。日本相続協会では「遺言と相続ノートで、財産だけではなく親の心を子や孫に相続（相続）しましょう」と提唱しています。スローガンは「円満相続の3K～感謝・絆・供養」です。親への感謝、家族の絆、ご先祖様の供養、この3つが共有できているご家族は、円満なご相続をされることが多いのです。子どもたち全員が心から父母を敬い、父母への感謝の気持ちとともに財産を相続するならば、子ども同士が財産分けで争うなどということにはならないでしょう。

☆ ☆ ☆

家を建てるときにはまず基礎となる土台を造りますね。相続においても、土台となる「円満相続の3K～感謝・絆・供養」が家族の中にあることが先決です。しっかりした土台の上に、遺言はこうするといい、税金対策はこうしよう、という家を建てるのです。土台がないのに立派な家を建てても、いざ相続という地震がきたらすぐに倒れてしまいます。親は己の想いや価値観を言葉や行動で子に示し、子は親への尊敬と感謝の念を兄弟全員で共有しましょう。（内田麻由子）